

平成23年(ワ)第886号 浜岡原子力発電所運転終了・廃止等請求事件

原告 石垣 清水 外33名

被告 中部電力株式会社

## 意見書

2012(平成24)年11月7日

静岡地方裁判所民事第2部合議係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 鈴木 敏 弘

弁護士 河 合 弘 之

外

原告らが2012(平成24)年10月25日第6回口頭弁論期日において述べた意見要旨は次のとおりである。

今朝の大手各新聞では、原子力規制委員会が行った、全国の原発で東京電力福島第一原子力発電所の事故と同様の事故が起きた場合の放射性物質の拡散試算が一面トップを飾っている。記事では被告浜岡原子力発電所(以下、この書面では「浜岡原発」という。)が冒頭に掲げられていた。浜岡原発が最も重要かつ危険と思われているということだ。

この試算によれば、浜岡原発で福島第一原子力発電所の事故と同様の事故が起きた場合、人が7日間で100ミリシーベルトもの被ばくをする量の放射性物質が、

原発から30kmより外側にまで落ちるといふ。

7日間で100ミリシーベルトとは大変な量である。人が100年間に許される被ばく量をたった7日間で浴びる量ということで、そのような場所に人が住むことは当然できない。また、7日間で100ミリシーベルト以下でも、すなわち7日間で50ミリシーベルト、あるいは7日間で10ミリシーベルトだとしても、非常に高線量でその場所に人が住めないという意味では同じである。今、私たちがいるこの静岡地方裁判所の法廷も浜岡原発から40数kmしか離れていないのだから、人が住めない範囲に含まれるであろう。

記事では、浜岡原発の30km以内を東名高速道路、東海道新幹線という日本の大動脈が通っていることも指摘されていた。浜岡原発で事故が起きれば大変なこととなる。

ところで、ドイツでは2022年までの完全な脱原発を決断し、実行に入っている。

私（弁護士河合弘之）は先日、国会議員数名とともにドイツを調査訪問し、アルトマイヤー環境・自然保護・原子力安全大臣らとも面談したが、彼らが異口同音に言うことは、ドイツの人々が脱原発を決断した最大の理由は、福島第一原子力発電所の事故を目の当たりにした恐怖によるということであった。福島第一原子力発電所事故の当事国である私たちは、この感受性を学ばなければならない。

福島の悲惨な被害状況を見てもなお、浜岡原発の再稼働を求める被告の態度は人間としての感受性の欠如として、強く非難されなければならない。

以上